禁裏御所御用日記 二六

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

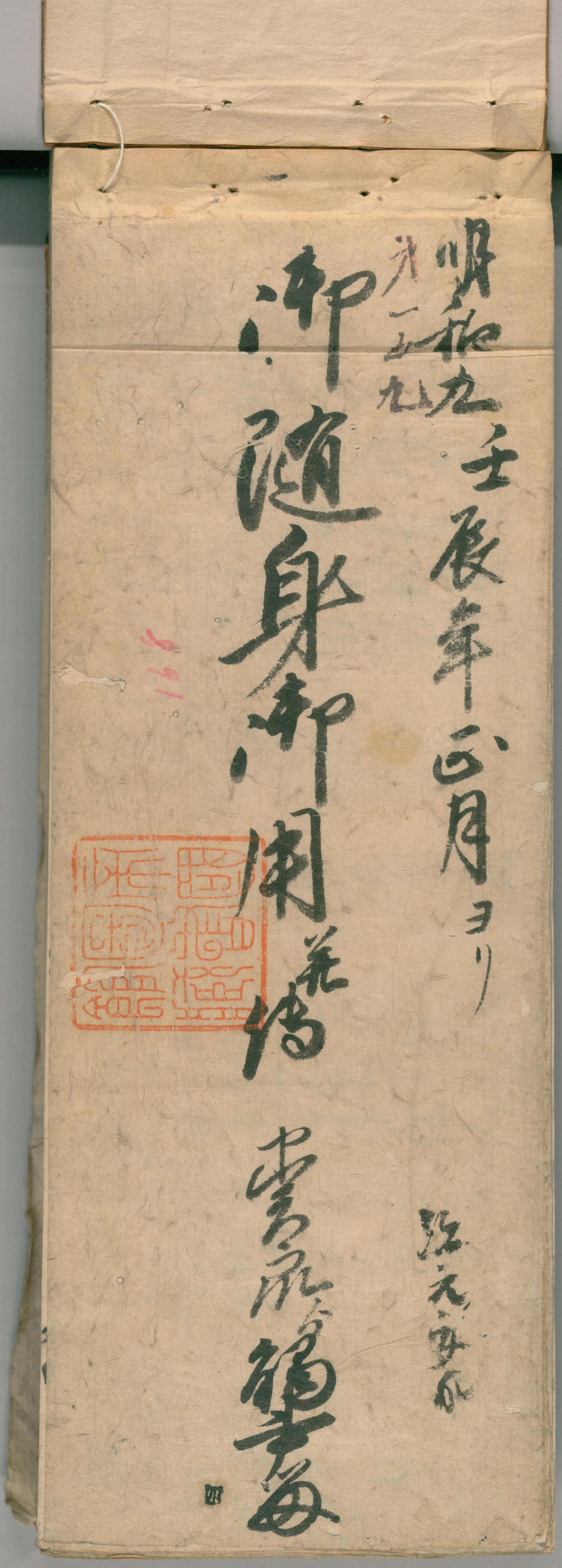

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

6. 4. 13
請求

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

晋元日

一院御所御方御拜
院御所御方へ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一院御所御方へ
[illegible]

七日
院御所御
一四辻御所へ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

八日
一四辻大宮御所
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

6. 4. 13
請求

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十六日

十八日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一議　書久我敷占出解
事来如左
口状
拡来廿二日東照宮
奉幣發遣日時定
陣儀従廿一日晩至廿二日
午刻御神事以仍る
為出御浮下令之義
書中紙付如此
右件ヶ月中ニ成出候
遣下有之以上
議　参中
二月十五日　雑掌
未發河内
右所知書ニ不及埴
御之儀ニ付件ヶ月ニ成不申
候以上

十九日
一 当月分日光御代参被仰付
　白銀壱枚被下之
一 御法事
　西之丸
　　　甘利参
一 遺佳院様御
　　　宇善全
一 大典侍殿御家
　勅使御参向御使者

一 同廿六日 参内御神事
　触有之旨申来
　　　則 上覧
　来廿日 賀茂祭
　御神事従十八日晩
　従明後八日晩
　廿日晩
　御祈禱被仰付 [illegible]

一 [illegible]
　[illegible]入来 [illegible]
　節付 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

御神事月十八日晩
到廿日晩
御[illegible]藏に於[illegible]
公[illegible]入之[illegible]
中[illegible]
中日義[illegible]
宵[illegible]
土山[illegible]
[illegible]
右[illegible]
[illegible]
八日
一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

摂政家　新宰

返書
中川山城守殿
津懐門兼帯殿
出羽大和守殿
土山駿河守殿
大嶋左馬大允殿
勢多豊前守殿
座　細谷守殿
右代理鳥居蔵見　十七

賀茂祭当日宿割
別紙之通来ル也

四月十五日

右一通

御祭宿割

近衛使　鴨脚新三位
同下部　山口右兵衛
　　　　山口市之丞
内蔵使　田中隠岐守
山城使　泉亭三位
同下部　同所門内
検非違使　鴨脚加賀守
御随身　南大路相模
舞人陪従　梨木石見守

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

同下部　松原上野儀兵衛　清兵衛

左馬寮　林　河内守

史生衛士　井上備前

看督長　林　對馬守

火長　井上備後

童子　木下庄蔵

主水司　中堀喜平太

御傳養　鴨脚三位

同下部　同所門内

御奉行　南大路陸奥守

同下部　同所門内

辰四月

右一通

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

廿三日
一傳奏ニ而分頭手前来
必尤
口上之写
振井宮薨去云々付遠
今日玉明後廿四日二ヶ
日之間廉
朝ハ
洞中三ヶ日掃部
此間ハ為吉田
与兵衛
玉市仲ヶ間平岩
之御上

奏
四月廿三日 新書

土山藩河内殿
追而直参
右承知申候仲ヶ間
中へ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

夜傳 [illegible]

[illegible]月 雜字

玉山[illegible]

[illegible]

當辰二月四日武州[illegible]郡
右[illegible]村ニ親[illegible]十郎ニ[illegible]
為頁[illegible]
友次郎人相書

一 [illegible]武[illegible]年[illegible]
[illegible]

一 生國武州[illegible]郡右[illegible]
村ニ[illegible]十郎[illegible]

一 中[illegible]

一 西[illegible]九[illegible]
筋通り[illegible]
[illegible]不目立[illegible]
[illegible]白キ方

一 唇[illegible]
[illegible]細[illegible]
一 中[illegible]月代[illegible]
一 目[illegible]
白目[illegible]
一 [illegible]毛[illegible]方

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

近衛様
諸大夫中

[illegible]

廿六日
一傳 養扇分 觸事ノ事
東 也尼

此度通用之為吹抜ハ
上張南鐐之唱ハ張之
ミ米之歩判ハ 仕舞ハ
右歩判八ツ之 金壹文
之積文銀并 [illegible]時之
[illegible]之通 無滞文書
[illegible]事

一右 [illegible]米銀 [illegible]
之 [illegible]

一右武米銀無差に付切賃
之儀是又金壱日銀和
公將知せり口頭事
一武米銀色之儀八文字
銀を遣於銀座色致
し首元通に和公將
御事
右南鐐武米銀之儀金之
口銀通用之為に伯
付に月々無滯口頭通
用事
右之通國之儀口解
歳十也
九月
右之通口頭相觸に
口状之覚
別紙之通武邊より
ロ米に月々為に公將
うロ入之者有之
付如是に云御仲ニ月中
和義有之相違に以上
安倍 書

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

賀茂下上傳　正親町　公明
奏
右之通記　仙曲

十月十七日
廿三日
一御随身伴ニ宗門入校
能而傳　奥度橋殿ニ
持奈礼次池ノ文ヲ見
見出ス

廿八日
一傳　奥ニ弟ニ
来ル尼
口状之覚
徳来月廿四日新堂會
従明後廿日晩　丁
禁裏様
仙洞様
御神事従
来月廿二日晩ニ廿日
朝御潔斎ニ且重服ニ
法中ニ廿六日朝
禁裏様不ニ此悼作
事
一従廿三日ニ六ツ時ニ

廿五日朝五ツ時佛事始
之鐘之音停止之事
一從廿四日朝六ツ時至廿五日
朝六ツ時御築地之門傍
尼法躰并不淨之少々
仕来停止之事
但去頃俗神がしらへゆる
穏便に往来ゆるさ不可
苦ゆ事
一次第仕之儀常之ゆ
[illegible]御
神事之義[illegible]
堅可[illegible]事
右之趣為[illegible]
之為[illegible]
去[illegible]中[illegible]
[illegible]
十月廿八日 [illegible]
[illegible]
[illegible]
右[illegible]仲ケ
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

廿九日

一偽　雲　廣橋家　三上

左近將雲同居ニ而出

椋中ニ來りけれ則三上

左近將雲ニ菓資ニ中ニ出

子ニ別入來ニ出ニ同居ニ廣

橋家ニ來りけれ雲雜當三

濤内通ニ出ニ候後ニ

如左

小西三上左衛門殿而労大

切ニ存候ニ付三上左近將雲

御通身ノ官位其侯ニ而

書子相續之後ニ通

ニ付御通身之方相

意之人稱有之相頼ニ言

志御所ニ依ニ一ニ及ニ

仰ニ事

右之通相濟ニ御礼三

上左ニ相雲ニ掛ニ而労ニ付

同家三上右近將雲武毓

名代右御礼

近衛殿下　安偽　雲ニ

今晩相也

二條左大將殿ニ志三上家

ニ出入之事有右頼之趣

三上左將雲ニ此ニ御屋

卯上ニ申也
一廣橋家ニ祈ハ前も三上景
資不勞ニ付名代ニ三武毓
所出同所致也

十二月朔日

三上左近将曹
右兄少面三上左近将曹
及大切ニ付三上左近将曹
御陰分ニ宮給ニ給ニ
少面本續本殿御陰分本續
ニ給ニ追ニ本殿御殿
遊ニ 御祭ニ石御庭
中ニ云ニ

辰
十二月 十二日渡河当
右本事書切紙ニ諸ニ
左ニ御ニ分ニ云ニ
中ニ云ニ左事ニ一通ニ
一陰左大将殿 法家
佐ニ赤物堂
廣橋右大将殿 法家
宮本三綱
馬尾頭弁殿 高田大昭
日生頭弁殿 所関右昭

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

〃
〃
〃
迄ニ出候様ニ相達ス
ても

七日
一 傳奏衆ゟ觸書ニ来如左
口状之覚
就来十一日
内侍所臨時御神楽
従明後九日晩迄十二
日朝
禁裏様　仙洞様
御神事ニ付為心得
可申入之旨両傳奏衆ゟ申付
如是ニ候、伊賀守口上ヲ以
右傳奏達之以上
十二月七日　両傳奏
雑掌

右小預衆へ

右山殿御当殿
追沿四一境内廣橋家、
[illegible]
右家知中[illegible]仲[illegible]
右恒[illegible]
十二月九日
一 調子作渡守 武弘
右[illegible]死去[illegible]村[illegible]
[illegible]
十二日
一 日野[illegible]
[illegible]
来十八日辰刻 仁和寺
宮一[illegible] 宣下[illegible]
鈴木左[illegible]将監長昌
右[illegible]陳中[illegible]
[illegible]辰刻[illegible]
中[illegible]
右[illegible]
[illegible]長昌[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十八日

一

右三通家相續善法報
通之 御所御用日記 山中
秀[illegible]
御[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

進候之旨、居相済候
以上可申上候

土山駿河守殿

廿日
一傳奏衆より御觸書
到来如左
口状覚
浄岸院様去ル五日
御逝去ニ付、従今日到
来廿五日迄、鳴物
停止、普請ハ不苦候
右町方江相觸候也
酒井大膳殿より御
奉行江被為渡候
右之入之旨申傳候事
対せ候ニ付、先仲ヶ間中
江茂可相触事ニ候以上
十二月十六日　雑掌
奏傳　雑掌

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

一村雲種信ゟ廻状ゟ来
以左
来ル巳年元日能
仙洞御所四方洋ゟ各様
御宗勅順處ニ御出ニ候ハ
無之候ハ早ク否ハ承知仕
候ニ候ハ申入ル以上

十二月廿三日　種信

三上武次様
土山武辰様
[illegible]
右此方承ルと加詰ニ
上武次方ゟ為様ニ
来ル巳年正月七日
仙洞御所白馬能
清涼ゟ各様御宗勅順

遠ニ御ハ[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

六日
一白馬
細川治部院御役
来ル七日白馬院
御用ニ付蘆山敷村雲
種経ニ江御借被成度
御借之具御請取
禁中桃灯ニ而江治
弓箭 太刀 石帯 笠
平緒 丸緒
右之品々御借用候
右之
一　水口
右御請取候
右之通禁裏院右門前
三条町桔屋長兵衛
借用ニ而御日記ニ御座
候申候

十九日
一当年賀茂祭順番ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

十九日
一 当年賀茂祭順番ニ
付進メ候事
当年賀茂祭奉行
役順番ニ候處御差支之
由ニ付延引之段相伺候處
可被成御座候
正月十九日 土山駿河守
山本尚芳様
調子武喜様
土山寛典様
稲木淑花様
追而當方ゟ淑花殿御神事
ニ而候處右ゟ御沙汰入候處
御書出候而相濟候
出來可然候
右之状稲木淑花殿ゟ承候

廿一日
一二時日若[illegible]也状各[illegible]
[illegible]
尚芳[illegible]

廿四日
一今日左右大将[illegible]
[illegible]
御随身賀茂祭参役官位姓名
正六位下　山本　右近衛将曹源尚芳
従六位上　調子　右近衛将曹下毛野武述
従六位下　土山　右近衛将曹源厚典
従六位下　鈴木　右近衛将曹紀淑範
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

廿六日　　鈴木
一　右近將監紀伴寛
左近衛將監
右轉任

〃　從六位下
一　右衛府生　三沢主馬　源澄爲
右衛府任
右女人　[illegible]
宣下以事

〃　鈴木
一　右近將監淑範
[illegible]
[illegible]
[illegible]
服　三十日
服　九十日
右[illegible]通[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

口状覚

東月朔日発

春日祭東ヶ堀廿八日晩

至二日朝

禁裏様

仮同様御神事ハ

仰ニ為出ニ相ニ入

ニ与傳ニ御ニ付ニ以ニ

出ニ仲ヶ月中ニ義ニ

出ニ相違ニ以上

与傳 巻

正月廿六日 雑掌

土山駿河守殿

追ニ出ニ覚ニ坂慶橋殿

出ニ遣ニ了ニ成ニ以上

右承急書ニ堪ニ例

之儀ニ有ニ承ニ恵

廿八日

一御遊身中宮倍姓名

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十三日

一 [illegible]

十四日

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

一 [illegible]

右入[illegible]

[illegible]

[illegible]

十八日

一 賀茂傳 [illegible]

[illegible]

口状之覚

葵祭御下行 [illegible]

廿一日於二條御[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

裏松右中[illegible]

二月十八日 [illegible]

正親町中納言家 [illegible]

[illegible]

西村山城[illegible]

小山内義物様
押小路大郎紀様
[illegible]豊[illegible]様
出納大和[illegible]様
大山[illegible]様
辻　右[illegible]様
右[illegible]役[illegible]小[illegible]状
[illegible]
[illegible]

廿日
一賀茂[illegible]　[illegible]
[illegible]
江状[illegible]
葵祭[illegible]下[illegible]
先[illegible]
天[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
二月廿日
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

九八日
一去廿四日[illegible]止
[illegible]

三月二日
一
志、摩守
右更領家
勅許以上[illegible]

三[illegible]
[illegible]

同日
一
[illegible]
右近衛府生
[illegible]
勅許以上[illegible]

三上恭常運（ツ子カズ）
當己ニ五十一

同日
一
知行事
右帳面武冊[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

右承知事ニ候ヘ昨年分
仲ケ間中ニ茂中ニ遠ニ寄
出庄中ニ觸ル
次周公ニ候ヘ常ニ之ニ候
中ニ付ニ候ヘ此ニ前ニ
至入ニ之ニ此ニ候ヘ事
与偽 参ニ候ヘ至ニ候ヘ
中入ニ候ヘ
三月廿九日 太山殿ニ
於本宗保様
同三月四日
一 去ル廿九日ニ於ケ用ル
觸ニ之ニ常ニ是ニ渡ル
十七日
一 加藤ニ来ル中ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

廿六日

一偶　養成ゟ觸書ゟ來

少尼

口状之覚

来廿八日能

東照宮年幣無設遣

日時定陣役従的廿七日

晩ハ廿八日年刻

御神事ハ依ゟ為ニ

将ニ申入之ゟ再偶ニ

中付如是ハ左ニ仲ゟ

中ニ我不ニ相違ハ

以上

再偶　養

後三月廿六日　雑掌

木山駿河守殿

追ゟ[illegible]

口上之覚

能来月九日

[illegible]茂条[illegible]来廿九日晩

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

御祭宿剋

内藏寮　畢隨吸事

御使　泉亭三給

同下郎　同所門内

撿非違使　鴨脚加賀事

所隨身　南大路相撲衣

雜人陪從　梨木賀人事

同下郎　松原上所　三長門　東京

右馬寮　林河内事

史生清士　云清文之通

看督長　林對馬事

火長　井上備前

童子　井上備後

主水司　中堀右軍太

己

四月

来九日賀茂祭下鴨

来九日賀茂祭下鞍
休。新右剋別紙之
通入市説口順路
市迎賢。下如此

霜三日　裏松雑事

連歌同石

半ヨリ市迎覧裏松殿
市ヨリ如此

右九日来年剋限日
上皇御幸之迎送
之後清涼殿之儀所
行之由也
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一仲冬紫宸殿ニ而表褂
被着之内表褂南車新
調之分出来ニ付今
入用ニ而差出候間
右之表褂仲冬
南車新調出来迄
仲間紫宸殿ニ而
着用之表褂
被差出候様
可被取計候
以上
十一月廿七日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用